

後期高齢者医療被保険者証は 令和6年12月2日以降新たに発行されなくなります

現行の後期高齢者医療被保険者証は、令和6年12月2日以降新たに発行されなくなります。
その後は、マイナンバーカードの後期高齢者医療被保険者証利用(マイナ保険証)を
基本とするしくみに移行します。ただし移行後も、

お手元の後期高齢者医療被保険者証は、
有効期限(令和7年7月31日)まで使用できます。

マイナ保険証ならではのメリット

- ✓ 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
- ✓ 突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる
- ✓ 救急現場で、搬送中の適切な応急処置や病院の選定などに活用される

保険証として利用できるだけでなく、日常生活の中で利用できるシーンが
広がっています。ぜひ日頃からマイナンバーカードを持ち歩いて、ご活用ください！



よくある質問

Q. 障害がある場合、職員の方に介助をお願いしてもよろしいでしょうか。

A. 職員等が、必要な支援を行うことは、差し支えありません。

ご自身でマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置くことが難しい等のやむを得ない事情があり、患者ご本人から希望があった場合に、家族の方や介助者、職員等が患者のマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置く等の必要な支援を行うことは、差し支えありません。

Q. 本人が顔認証付きカードリーダーを操作できない場合はどうするのですか？

A. 顔認証のかわりにマイナンバーカード作成時に設定した暗証番号を代理人が入力することなどで受付することができます。
待合スペース等にいるご本人のお顔とマイナンバーカードのお写真を、職員が目視で確認する本人確認も可能です。



それでもマイナ保険証ではなく別の方法で
受診したいときはどうすればいいの？


詳しくは裏面に

マイナ保険証をお持ちでなくても 資格確認書によりこれまで通り医療にかかれます

マイナ保険証を使わない場合の受診方法

- 令和6年12月2日以降は、「**資格確認書**」でこれまで通り医療にかかることができます。

<イメージ>

後期高齢者医療資格確認書	
有効期限 令和 7年 7月 31日	
被保険者番号	1 2 3 4 5 6 7 8
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和24年12月 2日
資格取得年月日	令和 6年12月 2日
交付年月日	令和 6年12月 2日
負担割合・発効期日	〇割 (令和〇年〇月〇日までは〇割)
限度区分・発効期日	〇〇 (令和〇年〇月〇日)
長期入院該当日	令和〇年〇月〇日
特定疾病区分・発効期日	〇〇〇 (令和〇年〇月〇日)
保険者番号	1 2 3 4 5 6 7 8
保険者名	熊本県後期高齢者医療広域連合

※ 熊本県後期高齢者医療広域連合が
交付する資格確認書の色とサイズは
「桃色、カード型」です。

※ 資格確認書の有効期限は令和7年7月
31日です。

○マイナ保険証を持っていても、マイナンバーカードでの受診等が困難な方(高齢者、障害者等)は、市町村担当窓口で申請いただくことで、資格確認書を交付します。

○病態の変化などにより、顔認証付きカードリーダーを上手く使えなくなった場合、資格確認書をご使用ください。現行の後期高齢者医療被保険者証と同様、親族等の法定代理人や、介助者等による代理申請も可能です。

○令和7年7月末までの暫定的な運用として、新たに後期高齢者医療の資格を取得した方、被保険者証の券面記載事項が変更となる方、有効期限切れ等により保険証が使用できなくなった方は、有効期限が切れる前に資格確認書を交付します。紛失した場合は、お住いの市町村で再交付申請が必要です。

現在お持ちの保険証及び資格確認書の有効期限(令和7年7月31日)前にマイナンバーカードの保険証利用登録をしていない方には「資格確認書」を、登録している方には「資格情報のお知らせ」をお住いの市町村から交付する予定です。

移行後もお安心ください

マイナンバーカードでのカードリーダーの操作が上手いかなくても、**医療費が10割負担になることはありません。**



マイナンバー
フリーダイヤル **0120-95-0178**
5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。
受付時間(年末年始を除く) 平日:9時30分~20時00分
土日祝:9時30分~17時30分

マイナンバーカード
の保険証利用について
もっと知りたい方は
こちら



ひとくらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare